

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 8 月23日
【会社名】	U Tホールディングス株式会社
【英訳名】	UT Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若山 陽一
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田一丁目11番15号
【電話番号】	03-5447-1711
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 塚原 進午
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田一丁目11番15号
【電話番号】	03-5447-1711
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 塚原 進午
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,397,487,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	19,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株制度は採用していません。

- (注) 1. 平成23年8月23日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	19,500株	1,397,487,000	
一般募集			
計（総発行株式）	19,500株	1,397,487,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
71,666		1株	平成23年9月12日（月）		平成23年9月12日（月）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
UTホールディングス株式会社 社員カスタマーセンター部	東京都品川区東五反田一丁目11番15号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 横浜支店	神奈川県横浜市中区本町三丁目33番地

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,397,487,000		1,397,487,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

当社及び当社グループ会社は、平成23年10月に従業員の新たな福利厚生制度として株式給付信託（J-ESOP）（以下「本制度」といいます。）を導入する予定ですが、制度実施のため、みずほ信託銀行株式会社（以下「信託銀行」といいます。）と株式給付信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づいて設定された信託（他益信託）を以下「本信託」といいます。）を締結する予定です。なお、信託銀行は資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間で再信託に係る契約を締結し、本信託契約に基づき信託された金銭を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に再信託することを予定しています。今回の募集は、将来の給付に備え再信託の受託者である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に当社自己株式を第三者割当するものであります。本制度においては、まず当社及び当社グループ会社が信託銀行に金銭を信託し、信託銀行は資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に当該金銭を再信託し、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は信託された金銭を原資として、第三者割当による当社株式を取得し、取得代金を当社が指定する銀行口座に払い込みます。当社は、平成23年5月25日に再信託受託者が取得する株式をあらかじめ確保するため19,500株の自己株式の取得を行いました。その取得資金の一部1,200百万円は子会社の日本エイム株式会社から借入をすることにより調達いたしましたので、払い込みされる手取金1,397百万円のうち1,200百万円は当該借入金返済に充当し、残りの197百万円は同社からの別途の短期借入金返済に充当する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 前田 仁
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成23年8月23日現在のものです。

株式給付信託（J-ESOP）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社及び当社グループ会社並びに信託銀行との間で当社及び当社グループ会社を委託者、信託銀行を受託者とする信託契約を締結し、信託銀行が資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間で再信託に係る契約を締結することによって設定される信託口座を保有、管理する信託銀行であります。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社及び当社グループ会社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

(1) 概要

本制度は、あらかじめ当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、当社及び当社グループ会社の従業員が原則として入社時より一定期間当社グループ内において勤続、もしくは一定期間勤続後に退職した場合等に当該対象者に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社及び当社グループ会社は、従業員に勤続年数に応じてポイントを付与し、従業員があらかじめ設定された勤続年数経過時に累積したポイントに相当する当社株式を受給できる権利を与えるか、もしくは一定期間勤続後の退職時に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。一定期間勤続者もしくは一定期間勤続後の退職者に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の定着率の向上及び優秀な人材の確保が見込まれるほか、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まることが期待されます。

当社及び当社グループ会社は、上記「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。また、信託銀行は当該金銭を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に再信託します。資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託の設定後5年間に、「株式給付規程」に基づき付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）と当社の間で本届出書の効力発生後に

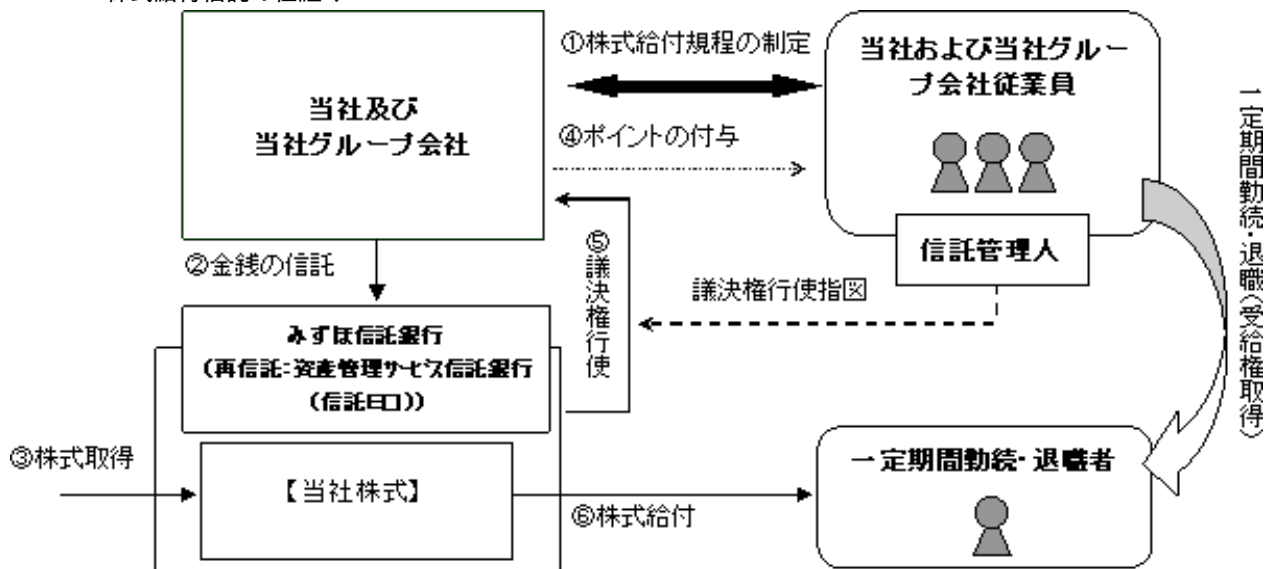
締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権指図を行い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）はかかる指図に従って、議決権行使を行います。また、信託管理人は、受益者が存在することになった期間においては、当然にすべての受益者を代理する受益者代理人となります。信託管理人及び受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

(2) 受益者の範囲

株式給付規程に基づき株式給付等の権利を取得した者

< 株式給付信託の仕組み >



当社及び当社グループ会社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社及び当社グループ会社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は当該金銭を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に再信託します。

資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、信託された金銭により、当社株式を取得します（今回は第三者割当により取得します）。

当社及び当社グループ会社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続年数に応じて「ポイント」を付与します。また当社及び当社グループ会社は、ポイントを付与した年度において、付与したポイントに応じて会計上適切に費用処理します。

資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は信託管理人又は受益者代理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、あらかじめ設定された勤続年数経過後に権利行使することにより、またはあらかじめ設定された勤続年数経過後の退職時に資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）から、累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社及び当社グループ会社は、信託銀行から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との関係 株式給付信託（J-ESOP）の内容（1）概要」に記載しましたとおり、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、従業員の定着率を高め、また優秀な人材確保に資することを目的として導入するものです。また、併せて、従業員の利益と当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることも目的としております。

当社では、上述の理由により株式給付信託の導入を決定し、株式給付規程に基づき従業員に将来給付するために当該信託が取得する株式について、かかる株式を予め確保するため自己株式の取得を進めてまいりましたが、今般、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本制度においては、「株式給付信託（J-ESOP）の内容（1）概要」に記載しましたとおり、当社及び当社グループ会社を委託者、信託銀行を受託者として本信託契約を締結し、また、信託銀行は資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間で再信託にかかる契約を締結する予定ですので、再信託の受託者たる資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を当社が割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

19,500株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、再信託に係る契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成23年9月12日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社及び当社グループ会社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。また、信託銀行は当該金銭を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に再信託します。

資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が、当社及び当社グループ会社からの当初信託金を割当日において信託財産内に保持する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案及び再信託に係る契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人又は受益者代理人が従業員の意見を集約し、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権指図を行い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人及び受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人及び受益者代理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、現在又は過去において当社の役員の2親等内の家族ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人及び受益者代理人には、当社従業員が就任します。

資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は「信託財産処分管理方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社大阪証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 処分価額の算定根拠及び処分条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため当該処分にかかる取締役会決議の直前1カ月間（平成23年7月25日から平成23年8月22日まで）の株式会社大阪証券取引所における当社株式の終値の平均値（円未満切捨）71,666円といたしました。

また、直前1カ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにしたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、当該価額71,666円については、前日（平成23年8月22日）における当社株式の終値62,300円との乖離率が13.1%、直近3カ月間（平成23年5月23日～平成23年8月22日）における当社株式の終値の平均値69,400円との乖離率が3.2%、直近6カ月間（平成23年2月23日～平成23年8月22日）における当社株式の終値の平均値63,740円との乖離率が11.1%となっており、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、株式給付規程に基づく付与株式数と信託設定日において見込まれる受給予定者数に基づき算定した給付予定株式総数に相当するものであり、発行済株式総数に対し9.09%（平成23年3月31日時点の総議決権数212,545個に対して9.17%）となりますが、株式給付規程に基づく株式の給付は、従業員の一定期間の勤続もしくは一定期間勤続後の退職に伴うもので緩やかに行われるため、当面は本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は従業員に対する福利厚生サービスの充実を通じて従業員の定着率を高め優秀な人材を確保するとともに、従業員の意欲や士気を高めるためのものであり、当社の企業価値の向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
若山 陽一	東京都港区	77,895	36.65%	77,895	36.65%
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1-8-12			19,500	9.17%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	10,545	4.96%	10,545	4.96%
有限会社コペルニクス	東京都港区赤坂2-17-50-3803	9,086	4.27%	9,086	4.27%
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウト ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイー - エイシー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	(東京都千代田区丸の内2-7-1)	7,946	3.74%	7,946	3.74%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	7,850	3.69%	7,850	3.69%
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウト(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	(東京都中央区月島4-16-13)	5,781	2.72%	5,781	2.72%
加藤 慎一郎	東京都渋谷区	5,121	2.41%	5,121	2.41%
水谷 智	東京都世田谷区	5,022	2.36%	5,022	2.36%
ジェーピー モルガン チェース バンク 380084(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	(東京都中央区月島4-16-13)	4,443	2.09%	4,443	2.09%
計		133,689	62.90%	153,189	72.07%

(注) 1. 割当後の大株主の状況については、平成23年3月31日現在の株主名簿を基準として本自己株式処分による増減株式数を考慮したものであります。

2. 当社は平成23年5月25日に19,500株の自己株式を取得し、平成23年5月31日付で当該自己株式取得に係る大量保有報告書を提出しております。
3. 当社代表取締役の若山陽一は、平成23年6月2日付けで提出した変更報告書において、平成23年5月25日に17,000株の当社株式を売却した旨を報告しております。
4. 当社は平成23年5月25日に当社代表取締役若山陽一が17,000株、当社取締役加藤慎一郎が2,500株をそれぞれ当社の自己株式の取得に応じて売却したことを確認し、同日付け「大証J-NET市場における自己株式の取得結果及び自己株式取得終了に関するお知らせ」にて公表しております。
5. 当社が所有する自己株式21,411株は割当後1,911株となります。
6. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は大株主ではありませんでしたが、本自己株式処分後に大株主となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年8月23日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第4期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成23年6月27日提出の臨時報告書）

平成23年6月25日開催の当社第4回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、若山陽一、加藤慎一郎、島田恭介、猪俣慎二を選任するものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、大籠清、本郷孔洋、水上博和を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議結果及び賛成割合（％）
第1号議案 取締役4名選任の件				（注）	
若山 陽一	149,911	1,603			可決98.59%
加藤 慎一郎	149,910	1,604			可決98.59%
島田 恭介	149,916	1,598			可決98.60%
猪俣 慎二	149,918	1,596			可決98.60%
第2号議案 監査役3名選任の件				（注）	
大籠 清	149,071	2,443			可決98.04%
本郷 孔洋	118,078	33,436			可決77.66%
水上 博和	150,245	1,269			可決98.81%

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第4期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第5期第1四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

U Tホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 野口 哲生
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 原 伸夫

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているU Tホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U Tホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成22年5月21日開催の取締役会決議に基づく、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案について、平成22年6月25日開催の第3回定時株主総会において承認可決されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、U Tホールディングス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、U Tホールディングス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月25日

U Tホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 中川 隆之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 原 伸夫

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているU Tホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U Tホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載のとおり、平成23年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、平成23年5月25日に自己株式を取得した。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社の連結子会社である日本エイム株式会社及び株式会社ファインステージは、平成23年5月24日開催の両社取締役会で、日本エイム株式会社を存続会社、株式会社ファインステージを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議した。また、会社の連結子会社であるコムリーディング株式会社及びコムレイズ株式会社は、平成23年6月開催予定の両社定時株主総会で承認されることを効力発生の条件として、平成23年5月24日開催の両社取締役会でコムリーディング株式会社を存続会社、コムレイズ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、U Tホールディングス株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、U Tホールディングス株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

U Tホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 中川 隆之 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 原 伸夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているU Tホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析のその他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、U Tホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社の連結子会社である日本エイム株式会社及び株式会社ファインステージは、平成23年7月1日付にて、日本エイム株式会社を存続会社として合併した。また、会社の連結子会社であるコムリーディング株式会社及びコムレイズ株式会社は、平成23年7月1日付にて、コムリーディング株式会社を存続会社として合併した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月25日

U Tホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 野口 哲生
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 原 伸夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているU Tホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U Tホールディングス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成22年5月21日開催の取締役会決議に基づく、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案について、平成22年6月25日開催の第3回定時株主総会において承認可決されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月25日

U Tホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 中川 隆之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 原 伸夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているU Tホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U Tホールディングス株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成23年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、平成23年5月25日に自己株式を取得した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。